

ジモティーAds 利用規約

このジモティーAds 利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ジモティー（以下「当社」といいます。）が運営する掲示板サービスであるジモティー（ウェブサービス、及びアプリサービスを含みます。）上に設置された広告枠その他当社の取り扱う広告媒体の広告枠（以下「本広告枠」といいます。）に広告の掲載を申し込むお客様（以下「クライアント」といいます。）と当社との間で、広告掲載に関する権利義務を定めるものです。

第1条（本利用規約の適用）

1. ジモティーAds（以下「本サービス」といいます。）とは、当社が提供する本広告枠に広告の掲載を希望するクライアントに対して、クライアントから申し込みのあった広告（以下「本広告」といいます。）を掲載するサービス（広告配信レポートサービス等の付随するサービスを含みます。以下同じ。）をいいます。
2. 本規約は、当社が提供する本サービスの提供条件及び当社と本サービスを利用するクライアントとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、クライアントと当社との本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
3. ジモティー利用規約及びガイドラインは、本利用規約の一部を構成するものとします。
4. 本サービスに関する申込内容の詳細（クライアント情報、商品詳細、掲載期間、掲載開始日、納品予定月、掲載課金又は成果報酬、価格、数量、支払予定日等）については、当社が別途定める申込書（以下、「本申込書」といいます。）に定める条件に従うものとします。

第2条（本利用規約の変更）

1. 当社は、本サービスの運営上の都合その他当社が必要と判断する場合には、随時、当社の運営するウェブサイト又はアプリケーション内の適宜の場所に掲示することにより、本利用規約を変更することができます。この場合に、本サービスの利用条件は、変更後の本利用規約によるものとします。
2. 変更後の本利用規約は、当社が別途定める場合を除き、ジモティー又は本サービス上に表示した時点より効力を生じるものとします。当該変更後、クライアントが本サービスを利用した場合、クライアントは、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第3条（契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望するクライアントは、①本サービスが現状有姿で提供されるものであり、当社が書面等により別途明確に保証したものを除き、本サービスの品質、目的適合性、機能性、成果、結果、正確性及び精度（本広告掲載の順位、タイミング及び回数、インプレッション数、クリック数、予算管理その他の目標指標、広告効果等の計測及びレポート、ターゲティングの指定及び捕捉に関するものを含みますが、これらに限られません）並びに本サービスに関する第三者が行う一切の行為（その方法や意図、本広告へのアクセス、閲覧、クリック等を含みますが、これらに限られません）について何ら明示又は黙示に表明又は保証するものではないこと、②法令又は契約により明示的に義務付けられる場合を除き、当社は、本サービスの欠陥、エラー、バグ等をクライアントに通知等を行う義務を負わないこと、及び、③当社が書面等により別途明確に異なる約束を行った場合を除き、本サービスの具体的な仕様等は当社がその裁量により決定及び変更することができ、かかる決定及び変更を行うこと及び行ったことについてクライアントに対して何ら責任を負わないことを了承し、本利用規約並びにジモティー利用規約及びガイドラインに同意のうえ、当社所定の方法で、本サービスに申し込むものとします。
2. 当社は、前項の申込みを受けた場合、当社所定の広告掲載ガイドライン（以下、「掲載基準」といいます。）によりクライアントによる本サービスの利用の可否を審査し、その結果をクライアントに対して当社所定の方法で通知します。当社は、クライアントの申込みに不備があった場合、クライアントに対して、不備の修正を求めることができます。
3. 本サービスへの申し込みは、クライアント自身（権限のある代表者）又はクライアントから本サービスの申込みに必要な代理権を含む一切の法的権限を授権した代理店（メディアレップを含み、以下、「代理店」といいます。）が行わなければならない、クライアント及び代理店は、本サービスの申込みにあたり、真実、正確かつ完全な最新の情報を当社に提供しなければなりません。
4. 代理店がクライアントに代わって本サービスの申し込みを行う場合、代理店は、本規約をクライアントに遵守させるとともに、クライアントによる本規約の違反については、クライアントと同一の責任を負うことを了承します。

第4条（本サービスの利用）

1. クライアントは、当社が定める入稿期限までに、当社が別途指定する方法により、広告を入稿します。
2. クライアントは、本サービスを利用するにあたり、法令、監督官庁のガイドライン又は当社が別途定め、必要に応じて随時改定する掲載基準を遵守しなければなりません。
3. 当社は、クライアントに対し、本広告（原稿、クリエイティブを含みます。）または本広告の誘導先サービス（総称して以下、「本広告等」といいます。）が掲載基準を遵守していることを確認するために合理的に必要な資料及び情報の提供を求めることができます。
4. 当社は、クライアントの本広告等について掲載基準に反する内容が含まれていると判断した場合、本広告掲載開始の前後を問わず、当社の選択により、当該箇所の修正または削除を求めることができます。また、クライアントに事前に（ただし緊急を要する場合は事後速やかに）通知して本サービスの提供を中止することができます。また、本広告等の掲載が不適切であると当社が合理的に判断する事象が発生した場合（事件、事故、災害等の発生により広告掲載を自粛すべき場合、第三者からクレーム等を受けた場合を含みますが、これらに限られません。）も同様とします。また、クライアントは、本広告等の内容に関して、ジモティーのユーザー（以下、「ユーザー」といいます。）または第三者から苦情等があった場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、クライアント及び代理店は、すべて自己の費用と責任においてこれに対処するものとし、当社は、何らの責任も負わず、これに介入しないものとしします。
5. クライアントは、本サービスの利用に際し、当社からアカウントを提供された場合、不正利用等を防止するための合理的な措置を講じてアカウント等を厳重に管理し、当社の事前の書面による同意なくこれを第三者に利用させてはなりません。当社の当該同意の有無にかかわらず、クライアントのアカウント等を通じて行われた行為はクライアント自身の行為とみなされ、これによる不利益はすべてクライアントの負担となります。

第5条（対価）

1. 本サービスの対価（以下「本広告料金」といいます。）は、インプレッション、クリック、その他の当社が本サービスの種類に応じて別途定める条件を満たすことによって発生します。
2. 広告掲載の停止又は期間変更はシステムに反映されるまで時間を要することがあり、当社は反映前に行われた本広告掲載にかかる本広告料金を請求できるものとしします。また、予算の設定は予算を超える本広告掲載が行われ

ないことを保証するものではなく、当社は予算を超えて行われた本広告掲載にかかる本広告料金を請求できるものとします。

第6条（支払方法）

1. 当社は、毎月末締めで本広告料金を算出し、翌月第5営業日までに当社所定の方法により請求書を発行します。クライアント及び代理店は請求内容に意義がない場合、当該請求書に基づき、当該請求書受領月の末日まで（末日が銀行の休業日である場合はその前日まで）に当社に対して対価を支払うものとします。なお、異議がある場合には双方で協議のうえ解決するものとし、請求書発行日から3営業日以内に合理的理由とともに異議を述べない場合、異議がないものみなします。
2. クライアント又は代理店が正当な理由なく広告料金の支払いを遅延した場合、当社はクライアントに対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで年14%の延滞損害金を請求することができます。また、遅延した広告料金及び延滞損害金双方全額の支払いがあるまで本広告配信を停止することができます。
3. 代理店が本サービスの申し込みを行い、代理店が当社に対して本広告料金の支払い債務を負担する場合、クライアントから代理店に対する不払いその他の債務不履行があっても、代理店の本広告料金支払債務は免除又は延期されません。

第7条（本サービス提供の中断）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、クライアントに事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきクライアントに生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) 本サービス用設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合
- (2) 本サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 登録電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合
- (4) その他、運営上又は技術上当社が本サービスの一時的中断が必要と判断した場合

第8条（本サービスの終了）

1. 当社は、相当の周知期間をもってクライアントに通知の上、クライアントに対する本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。

2. 前項の通知は、ジモティー上の掲示、本サービス上の表示、又はクライアントへの電子メールの送付によるものとします。
3. 当社は第 1 項の方法によるクライアントに対する通知の後、本サービスを終了した場合には、クライアント及び代理店に対して本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。

第 9 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社並びにクライアント及び代理店は、本規約上の業務履行に際して、ユーザーの「個人情報の保護に関する法律」において定める個人情報（以下「個人情報」という。）を扱う場合には、本規約の有効期間のみならずその終了後も厳格にこの秘密を保持し、当該ユーザーの承認がある場合を除いて第三者に一切開示してはならず、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならないものとします。
2. 当社並びにクライアント及び代理店は、個人情報を取り扱うことができる自己の役員および使用人（派遣社員、アルバイトを含む。以下同様とする。）並びに取り扱いの範囲を、本規約に定める業務の履行に必要な範囲に限定するものとします。
3. 当社並びにクライアント及び代理店は、自己の役員および使用人に対し、その在職中および退職後も前項にて定める個人情報の秘密を保持する旨の義務を負わせるものとし、役員または使用人がこれに違反した場合は、当該当事者が前項の守秘義務に違反したものとして、その責任を負うものとします。
4. 当社並びにクライアント及び代理店は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人のプライバシーの保護を図るため、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) ユーザーもしくは本広告等の出稿者からの要求があった場合、情報に関する資料を提出すること。
 - (2) 本規約の業務履行に必要な範囲を越えて個人情報を利用または複製しないこと。
 - (3) 個人情報に関する資料・データを、合理的な事由によらず、本規約の業務履行場所から他に持ち出さないこと。
 - (4) 個人情報（複製物を含む）について、当該ユーザーから返却・破棄の指示があった場合、これに従うこと。また、個別の利用を完了する毎に、当該利用により取得した個人の情報がある場合には、正当な業務上の記録として保持するもの以外の個人情報については、破棄もしくは秘密情

報として嚴重に管理するものとし、以後当該ユーザーの承諾を得た場合を除き一切開示および使用してはならないこと。

第10条（権利帰属）

1. 本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本利用規約に定める本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. クライアントは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）をしないものとします。

第11条（利用停止）

1. 当社は、クライアント又は代理店が、以下の各号のいずれかの事由に該当する又は該当するおそれがあると当社が判断する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該クライアントについて本サービスの利用を一時的又は永続的に停止し、又はジモティーにおける登録を取り消すことができます。
 - (1) 本利用規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 本申込書又は本広告等の内容に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、ユーザー、他のクライアント、その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 死亡した場合又は後見開始、補佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (10) 当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (11) その他、当社が本サービスの継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、クライアントは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりクライアントに生じた損害について一切の責任を負いません。

第12条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの利用に関してクライアント又は代理店が被った損害又は損失などについては、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用に際して、第2条、第7条、及び第8条があった場合等を含め、クライアント又は代理店が被った損害又は損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、クライアント又は代理店が本サービスの利用によって、リモティージャー、他のクライアント又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、クライアント又は代理店が本サービスを通じて得る情報などについて、その完全性、正確性、確実性、有用性など、いかなる保証も行わないものとします。
5. 当社は、本広告等の誤配、又は保存・バックアップの有無について何ら責任を負わないものとします。
6. 当社は、クライアント及び代理店が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとします。
7. 本サービス利用の際に発生した、電話会社又は各種通信業者より請求される接続に関する費用は、クライアント及び代理店が自己責任において管理するものとし、当社は、いかなる保証も行わないものとします。
8. クライアント及び代理店は、本サービスを利用することが、クライアント又は代理店に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、クライアント又は代理店による本サービスの利用が、クライアント又は代理店に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
9. 本サービスから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本サービスへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当該ウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

10. 当社がクライアント又は代理店に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、かつ、損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 ヶ月の期間にクライアント又は代理店から現実に受領した本サービスの対価の総額を上限とします。

第13条（損害賠償の請求）

クライアント又は代理店が本利用規約に反した行為又は不正若しくは違法に本サービスを利用することにより、当社に損害を与えた場合、当社は当該クライアント又は代理店に対して損害賠償の請求（弁護士費用を含む）を行う場合があります。

第14条（本利用規約の譲渡等）

1. クライアント又は代理店は、当社の書面による事前の承諾なく、本利用規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本利用規約に基づく権利及び義務並びにクライアント及び代理店の本広告等その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、クライアント及び代理店は、かかる譲渡について、予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他本サービスの全部又は一部の事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第15条（第三者のサービス）

1. 当社は、本利用規約に定める対価の支払い、その他当社の代理又は当社の委託等に基づきクライアント又は代理店にサービスを提供する第三者（以下、「第三者サービス提供者」といいます。）に対し、クライアント又は代理店の情報を提供することがあります。ただし、当社は、第三者サービス提供者に対し、クライアント又は代理店の情報を当社の代理又は当社の委託等に基づきサービスを提供する目的以外に利用しないように求めます。
2. クライアント及び代理店は、本利用規約に定める対価の支払い、その他の第三者サービス提供者のサービスを利用する場合、第三者サービス提供者の規約・約款等の適用を受けることがあります。

第16条（反社会的勢力等への対応）

1. 当社並びにクライアント及び代理店は、本利用規約の有効期間中、反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等と関係を持たないことを表明し保証します。
2. 当社並びにクライアント及び代理店は、相手方に対し次の各号の一に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - (2) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - (3) その他、前各号に類似するいかなる行為
3. 当社又はクライアント若しくは代理店が本条第1項又は第2項に違反していることが判明した場合、相手方は本規約の内容を破棄できるものとします。
4. 当社又はクライアント若しくは代理店は、前項の規定により被った損害について、相手方に対して何らの損害賠償ないし補償を請求することはできず、また相手方に損害が生じたときはその損害を賠償するものとします。

第17条（秘密保持）

1. 本規約において秘密情報とは、本規約に関連して知った相手方の情報であって相手方が秘密であることを明示したものをいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報を除きます。
 - (1) 開示の時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 開示の後、自らの責によらず公知となったもの
 - (3) 開示の時点で、既に自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示されたもの
 - (5) 秘密情報によることなく、独自に開発したもの
2. 当社並びにクライアント及び代理店は、秘密情報を厳に秘密として保持し、相手方の書面による承諾がある場合を除き、本規約の履行以外の目的で使用してはならず、かつ第三者に対しこれを開示又は漏洩してはなりません。ただし、当社並びにクライアント及び代理店は、本規約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に対して、本条に定める秘密保持義務を遵守させることを条件として、相手方の同意なく秘密情報を開示することができます。
3. 前項の定めにかかわらず、当社並びにクライアント及び代理店は、法令又は金融商品取引所の規則に基づいて秘密情報の開示を要求された場合、相手方に事前に（これが困難な場合は事後速やかに）通知することを条件として、開示が必要とされる限度でこれを開示することができます。

4. 当社並びにクライアント及び代理店は、相手方が本条に違反した場合、相手方に対して、かかる違反に起因して被った損害の補償に加え、被害の継続拡大の防止に必要かつ適切と自らが判断する措置（漏洩行為の差止めを含みますが、これに限られません）を請求することができます。

第18条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第19条（準拠法）

本利用規約に関する準拠法は日本法とします。

第20条（管轄裁判所）

当社並びにクライアント及び代理店は、本利用規約に関連する紛争について、その訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとします。

2024年1月18日策定